

標 題 : 機関会議（定期大会・中央委員会）のハラスメント対応について
発信番号 : 自治労発2024第0011号
発信日付 : 2024年1月9日
宛先（団体） :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃の取り組みに敬意を表します。

自治労は、1999年5月開催の中央委員会において、「セクシュアルハラスメント一掃宣言」を確認し、以降、機関会議（定期大会・中央委員会）のたびに宣言を確認し、本部事務局に相談窓口を設置してきました。

しかし、これまでの運用において、機関会議において、ハラスメント行為が実際に発生した際の本部窓口の相談対応や相談を受けた後の流れ、情報の取り扱いなどについて明確な対応方法が存在しない状況で推移してきました。

これを受け、この間の運用を見直し、機関会議において、自治労本部窓口がハラスメント行為の申出を受けた際の具体的な対応について、自治労本部中央執行委員会（2023年11月27日）において確認しました。

この件の詳細は、県本部代表者会議（2024年1月15日）において報告しますが、ハラスメント防止にむけた取り組みについて、ご理解とご協力をお願いします。

記

開始時期

2024年1月開催の第165回中央委員会以降の機関会議から開始します。

取り組み内容

(1) ハラスメント一掃宣言の確認

機関会議（定期大会・中央委員会）の都度、自治労本部中央執行委員名で「ハラスメント一掃宣言」（別添）の確認を行います。

(2) 代議員・中央委員出席登録

機関会議登録の代議員・中央委員は、ハラスメント防止にむけた取り組み主旨に賛同いただき、機関会議にご参加いただきますようお願いいたします。

機関会議の出席確認にあたって、代議員・中央委員の皆様にご投票システムでの登録を要請しますが、「システムで出席にご登録いただく＝以下の①および②の項目にご承諾をいただいた」ものとみなします。

①「ハラスメント一掃宣言に賛同し、ハラスメント行為を行わない」

②「機関会議及び機関会議に付随する関連会議の開催期間中にハラスメント行為（疑い）が発生した場合、案件について、自治労本部窓口から関係者に通知する際に必要な問い合わせに協力する」

本部窓口の対応

(1) 本部窓口への申し出

現行の電話による受付を改め、QRコード及びURLから、報告フォーム（別添）で受け付けます。本部窓口は、機関会議の期間中と終了後1週間は開設します。

（報告フォームURL）

<https://jichiro.form.kintoneapp.com/public/harassmentreport>

(2) 本部窓口の対応フローと留意点

①自治労本部窓口が受理した内容は、参加者の希望に応じ、原則として、本部窓口から県本部に通知し、県本部から単組に通知いただきます。通知の際、自治労本部窓口からは、ハラスメントを放置することがないように注意喚起を行います。

②県本部・単組間で発生した案件の場合、自治労本部は直接の雇用関係がないため、ハラスメントが実際に発生したかの事実調査、その行為がハラスメントに該当するかの判定は行いません。

③原則として、匿名による受付は行いません。ただし、自治労本部窓口のみに通知を希望する場合、匿名の受付も可能とします。この場合、本部窓口の受理内容について県本部等への通知は行いません。

④プライバシー保護と情報の適正な管理のため、本部窓口の責任体制を明確化します。また、自治労全体で、ハラスメント防止を啓発するため、本部窓口で受けた案件の件数は、直近の機関会議の経過報告において報告します。

お問合せ先
自治労本部総合企画総務局 角本
TEL03-3263-0262

添付ファイル：
【発文】ハラスメント一掃宣言.docx
【発文】ハラスメント報告フォーム.pdf